

(案)

実効性のある避難計画（暫定版）

～避難・屋内退避・避難者受入に対する共通の考え方～

平成 24 年 11 月 2 日

市町村による原子力安全対策に関する研究会

《目 次》

第一章 『策定の趣旨』及び『検討経緯』

第二章 行動フロー

第三章 本編

I 事態の把握及び対応

- 1 方針
- 2 災害対策本部等の設置基準
- 3 安全協定等に基づく原発敷地内の状況把握及び対応
 - (1) 未満事象等の通報・連絡及び対応
 - (2) 特定事象に先行する事象の通報・連絡及び対応
- 4 特定事象の発生時における原発サイトの状況把握及び対応
 - (1) 原災法第10条に伴う通報・連絡及び対応
 - (2) 原子力緊急事態の発生に伴う通報・連絡及び対応
- 5 緊急時を含むモニタリングデータの把握

II 避難・屋内退避の実施

- 1 判断基準
- 2 避難・屋内退避区域
- 3 避難先
- 4 移動手段・避難誘導
- 5 避難指示
- 6 安定ヨウ素剤の配備・服用
- 7 災害時要援護者対応
- 8 住民への情報伝達
- 9 受入時の避難者対応
- 10 複合災害対策

III 長期避難と復興

- 1 仮設住宅
- 2 役所機能の移転

第一章 『策定の趣旨』及び『検討経緯』

◇ 策定の趣旨

福島第一原発事故を踏まえ、広域的な対応を必要とする原子力災害においては、各市町村や国、県などが連携し、迅速な災害対応にあたることが最も重要である。そのために、これまで研究会は実効性のある避難計画について検討を重ねてきた。

この度の『実効性のある避難計画（暫定版）』については、本年2月に県とのワーキンググループで作成した「実効性のある避難計画（報告）」を基に、事故の教訓や知見を最大限に活かしながら、「避難・屋内退避・避難者受入に対する共通の考え方」を整理し取りまとめたものである。

なお、現在、各市町村は地域防災計画等の速やかな策定を求められることから、現時点で整理できる最大限の内容をもって暫定版としたものである。

◇ 検討経緯

1 国及び新潟県へ要望書を提出

原発の安全確保及び実効性のある防災体制の構築等について、昨年12月26日に環境大臣、本年1月16日に新潟県知事へ要望書を提出し、万全な対策を講じるよう強く要望した。

2 ワーキンググループ（WG）による検討及び報告書の作成

真に実効性のある原子力安全対策を構築するため、昨年12月26日、市町村と新潟県の実務担当者によるWGを設置。2月9日、市町村と新潟県の取り組み課題や役割分担を明記した「実効性のある避難計画（報告）」を作成した。

3 通報連絡協定の締結及び安全協定の検討

東京電力（株）と安全協定を締結している柏崎市、刈羽村を除く28市町村が、本年2月9日付で、東京電力（株）と「通報連絡協定」を締結。本協定の締結により、原発のトラブル情報等が、新潟県を経由せず直接市町村へ届く仕組みを新たに構築した。

現在、原発のさらなる安全確保に向け、安全協定の研究を進めている。

4 福島市長による講演

6月9日に開催した「第7回研究会」において、瀬戸孝則福島市長から、福島第一原発事故の際に住民避難等の陣頭指揮をとられたより実体験を踏まえ、『東京電力福島原子力発電所による放射能災害に対処して』と題してご講演をいただいた。

5 市町村実務担当者による検討

(1) 福島現地視察

福島第一原発事故における知見を、「実効性のある避難計画」の検討に活かすため、5月17日～18日、市町村と県の実務担当者約40人が福島現地視察を実施。避難対応や受入対応について、担当職員と意見交換を行った。

結果については、第7回市町村による原子力安全対策に関する研究会(6/9開催)」で報告。

※ 視察先 ・・・ 葛尾村、いわき市、田村市、郡山市

(2) 原発からの距離に応じた対応の検討

原発からの距離に応じ、PAZ班(概ね5km圏内市村)、UPZ班(概ね30km圏内市町)、PPA等班(概ね30km超市町村)の3班を設置。各班において、避難、屋内退避、避難者受入の立場から具体的な対応策について検討を行った。

その後、各班での議論を踏まえ、幹事を中心に「実効性のある避難計画(暫定版)(案)」を作成。

※ 「実効性のある避難計画」作成の幹事

PAZ班幹事 ・・・ 柏崎市、刈羽村

UPZ班幹事 ・・・ 長岡市、上越市

PPA等班幹事 ・・・ 新潟市、三条市

(3) 集中検討合宿

避難計画(案)の内容を多方面からの検討を重ねることで実効性をより高めるため、8月28日、市町村実務担当者・国・県担当者約60人が一同に会し、避難・屋内退避・避難者受入の際の具体的な流れや広域調整の必要性などについて集中的に検討を行った。

検討結果については、「実効性のある避難計画(暫定版)(案)」に反映。

(4) 会議での確認

10月2日、集中検討合宿を踏まえ修正した「実効性のある避難計画(暫定版)(案)」について、実務担当者で最終確認を実施。

原子力発電所からの通報の流れ

(国)

(県)

原子力発電所で発生した事象

↓↓↓↓事象の進展

国防災基本計画、
安全協定・通報連絡協定に基づく
警戒事象の通報

原子力関係法令、
安全協定・通報連絡協定に基づく

未満事象等の通報

原子力関係法令、
安全協定・通報連絡協定に基づく
**特定事象に
先行する事象の通報**



原子力災害対策特別措置法、安全協定・通報連絡協定に基づく

第10条通報



原子力災害対策特別措置法、安全協定・通報連絡協定に基づく

第15条通報

※ 各通報時における対応については、別紙「原子力発電所からの通報と関係機関の主な対応」を参照

原子力発電所からの通報と関係機関の主な対応



柏崎刈羽原発の状況		短時間に東京電力よりトラブル情報の連絡が頻発するといった状況（各市町村において状況を確認し判断）	
関係機関と主な対応	東京電力	国	県
	原子力関係法令、安全協定・通報連絡協定に基づく『特定事象に先行する事象の通報』 (通報先)国、県、市町村、防災関係機関	国防災基本計画、安全協定・通報連絡協定等に基づく『警戒事象の通報』 (通報先)国	
		<p>〔原子力規制組織〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事故警戒本部の設置 ●事故現地警戒本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、関係機関等との緊密な連絡 ・PAZ市町村に連絡体制、要援護者の援護体制を構築するよう連絡 ・防災設備、機器等の機能確認 ・資機材、人員の応援融通体制の構築 	
	～第1次配備態勢～ ●警戒本部の設置〔県庁内〕	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の立上げ準備 ・市町村、住民、報道等への情報提供 ・環境放射線テレメタシスム等の計測強化、結果報告 ・要援護者の避難準備の連絡 	
P A Z	～第1次配備態勢～ ●警戒本部の設置〔庁舎内〕【P.8、12】 ●情報収集体制の構築【P.13】 (原子力規制委員会柏崎刈羽原子力規制事務所、新潟地方気象台、SPEEDI情報等の情報収集、県警戒本部や県地域振興局への職員派遣など)	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線観測データの確認【P.13】 ・放射線モニタリング監視強化の要請【P.13】 ・交通規制等の確認【P.13】 ・住民、報道への情報提供【P.13、57】 ・要援護者の避難準備【P.54】 <p>※市町村長による避難の指示が可能（災対法第60条）【P.12】</p> <p>※東京電力への説明要請も検討【P.13】</p>	
U P Z	●情報整理体制の構築【P.13】 (入手した情報を独自に整理できる体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民、報道への情報提供【P.13、57】 <p>※市町村長による避難・屋内退避の指示が可能（災対法第60条）【P.12】</p> <p>※要援護者の避難準備も検討【P.54】</p>	
市町村			
P P A		<ul style="list-style-type: none"> ・住民、報道への情報提供【P.13、57】 <p>※市町村長による避難・屋内退避の指示が可能（災対法第60条）【P.12】</p>	
P P A 超		<ul style="list-style-type: none"> ・住民、報道への情報提供【P.13、57】 <p>※市町村長による避難・屋内退避の指示が可能（災対法第60条）【P.12】</p>	

柏崎刈羽 原発の状況

原子力災害対策特別措置法第10条に規定する主な事象(以下は、原災法施行令第4条より抜粋)

- ・原子力発電所の境界付近で $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量が検出される状況
- ・排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 相当の放射性物質が検出される状況
- ・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、 $100 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量が検出される状況
- ・実用発電用原子炉の運転を制御棒の挿入により停止することができない状況

東京電力

原子力災害対策特別措置法、安全協定・通報連絡協定に基づく 『第10条通報』(直ちに)

(通報先)

官邸、内閣府、原子力規制組織、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等 + 通報連絡協定 県内28市町村

国

- 〔原子力規制組織〕
- 事故対策本部の設置
- 事故現地対策本部の設置(現地事故対策連絡会議の開催)

～現地事故対策連絡会議を開催し以下の情報共有

- 原子力事業所、モニタリング、県、市町村、関係機関関連情報
- 上記会議を受けて、対策本部、県、市町村、関係機関等は以下の活動
- 原子力緊急事態に該当するかの判断
- 官邸、関係地方公共団体等への事故情報の連絡
- PAZ市町村等への避難準備の連絡
- ERSS、SPEEDI、等システム稼働可能にする。
- スクリーニング資機材等の準備

県

- ～第2次配備態勢～
- 災害対策本部の設置
[オフサイトセンター内]
- (複合災害時)現地災害対策本部の設置
[オフサイトセンター内]

- ・国や応援協定等に基づく要請
- ・市町村への連絡、通報、職員派遣
- ・緊急時モニタリングの実施及び結果報告
- ・要援護者の避難準備の連絡
- ・スクリーニング、除染、安定ヨウ素剤の服用の準備
- ・避難準備(避難先・施設等の調整、要援護者等の避難、自衛隊の派遣要請、避難バスの確保、交通規制・誘導など)

関係者と主要な対処

PAZ

- ～第2次配備態勢～
- 災害対策本部の設置
[庁舎内]【P.8, 16】

～現地事故対策連絡会議～

- ・現地対策本部の設置[オフサイトセンター内]【P.16】
- ・オフサイトセンターへの職員派遣【P.17】
- ・東京電力への説明要請【P.17】
- ・住民への情報提供【P.17, 38, 57】
- ・避難の準備(具体的対応の確認、調整等)【P.26～、42】
- ・自衛隊の派遣要請の準備
- ・緊急時モニタリングの結果報告【P.22】
- ・要援護者の避難準備【P.54】

※市町村長による避難の指示も可能(災対法第60条)【P.16】
※国、県の職員及び専門家等の派遣要請も検討【P.17】

UPZ

- ・現地対策本部の設置[オフサイトセンター内]【P.16】
- ・屋内退避、避難の準備(具体的対応を見据えての確認等)【P.17, 26～、42】
- ・緊急時モニタリングの結果報告【P.22】
- ・住民への情報提供【P.38, 57】

※市町村長による避難・屋内退避の指示も可能(災対法第60条)【P.16】
※国、県の職員及び専門家等の派遣要請も検討【P.17】
※要援護者の避難準備も検討【P.54】

PZA

- ・避難者受入れの準備【P.17】
- ・情報収集(県地域振興局の情報収集体制も活用)【P.17】
- ・緊急時モニタリングの結果報告【P.22】
- ・避難者への誘導支援等の準備【P.42】
- ・住民への情報提供【P.57】

※市町村長による避難・屋内退避の指示も可能(災対法第60条)【P.16】

PPA超

- ・避難者受入れの準備【P.17】
- ・情報収集(県地域振興局の情報収集体制も活用)【P.17】
- ・緊急時モニタリングの結果報告【P.22】
- ・避難者への誘導支援等の準備【P.42】
- ・住民への情報提供【P.57】

※市町村長による避難・屋内退避の指示も可能(災対法第60条)【P.16】

柏崎刈羽 原発の状況

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する事象(以下は、原災法施行令第6条より抜粋)

- ・原子力事業所または関係都道府県の放射線測定設備により、 $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を検出
- ・排気筒など通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から1m離れた地点で、それぞれ通報事象の100倍の数値を検出
- ・臨界事故の発生
- ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗

東京電力

原子力災害対策特別措置法、安全協定・通報連絡協定に基づく
『第15条通報』

(通報先)内閣総理大臣

国

- [内閣総理大臣]
 - 緊急事態宣言の発出
 - PAZ避難等の指示・勧告
 - 災害対策本部の設置
[官邸内]
 - 現地対策本部の設置
[オフサイトセンター内]

原子力災害合同対策本部協議会の設置
PAZ・UPZ市町村災害対策本部

示→総 一避 等難大 ～・臣 原屋に 災内よ 法退る ～避 指

- ・住民避難の支援(警察庁ほか)
 - ・自衛隊の派遣(災害対策本部)
 - ・スクリーニングの実施(原子力規制組織)
 - ・安定ヨウ素剤の服用指示(原子力規制組織)
- ※段階的な避難等に応じて、適宜実施する。

県

～一 県 県避知 計難事 画指に ～示よ ～る

- ・避難先、施設等の決定
 - ・要援護者等の避難支援
 - ・自衛隊の派遣要請
 - ・避難バスの手配
 - ・交通規制、誘導
 - ・スクリーニング、除染の実施、安定ヨウ素剤の服用指示
- ※段階的な避難等に応じて、適宜実施する。

関係者と主な対処

PAZ

市町村法による「避難づく屋緊急退避の指示」等

～十 条に基 づく 等

- 《即時避難》**
- ・避難バスの要請【P.42】
 - ・安定ヨウ素剤の運搬、服用【P.51】
 - ・要援護者の避難【P.54】
 - ・住民、避難者への情報提供【P.38、57】
 - ・避難者の生活環境の整備【P.60】
 - ・避難者情報の受入先市町村への提供【P.60】
 - ・緊急時モニタリングの注視(実施内容への要望)

市町村

UPZ

～十 条に基 づく 等

- 《屋内退避》**
- ・避難の準備【P.26～】
 - ・安定ヨウ素剤の運搬、服用【P.51】
 - ・住民、避難者への情報提供【P.38、57】
 - ・緊急時モニタリングの注視(実施内容への要望)
 - ・屋内退避者への支援物資の検討
- ※要援護者の避難準備も検討【P.54】

緊急時 モニタリ ング

- 放射能拡散方向**
- ・緊急時モニタリングの結果に基づき、エリアごとに段階的避難

PPA

～十 条に基 づく 等

- 《避難者受入れ》**
- ・避難者の受け入れ【P.20】
 - ・緊急時モニタリングの結果に基づき、屋内退避の準備【P.22、32】
 - ・避難者への誘導支援等【P.42】
 - ・安定ヨウ素剤の運搬、服用【P.51】
 - ・避難施設の決定、運営【P.60】
 - ・避難者情報の整理【P.60】
 - ・住民、避難者への情報提供【P.57、60】

放射能拡散方向 データ等

- 放射能拡散方向**
- ・避難者受け入れの継続・万が一のブルーム通過のために、屋内退避の準備

PPA超

～十 条に基 づく 等

- 《避難者受入れ》**
- ・避難者の受け入れ【P.20】
 - ・避難者への誘導支援等【P.42】
 - ・安定ヨウ素剤の運搬、服用【P.51】
 - ・避難施設の決定、運営【P.60】
 - ・避難者情報の整理【P.60】
 - ・住民、避難者への情報提供【P.57、60】

放射能拡散方向 ・屋内退避の実施

第三章 本編

I 事態の把握及び対応

1 方針

市町村は、原子力発電所における異常事態発生時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部又は市町村で定める対応方針等に基づき警戒本部を設置する。

また、警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合でも、事故に対する住民の不安や動搖等の緩和を図るため、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定（以下「安全協定」という。）、東京電力柏崎刈羽原子力発電所における事故等の通報連絡に関する協定書（以下「通報連絡協定」という。）及び市町村で定める対応方針等に基づき適切に対処する。

2 災害対策本部等の設置基準

市町村は、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める県災害対策本部等の設置基準に準拠し、以下の設置基準を設ける。

なお、今後、東京電力や国により、緊急事態の対応レベル（E A L）、計測可能な判断基準（O I L）等が示された場合は、新たな設置基準に基づき、災害対策本部等の設置基準の見直しを行うこととする。

態勢	設置準備	活動体制
警戒準備	1 原子力関係法令、安全協定及び通報連絡協定に基づく異常時の連絡等により、未満事象が認められるとき 2 その他市町村長が必要と認めるとき	警戒態勢
第1次配備	1 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える数値を検出したとき 2 安全協定及び通報連絡協定に基づく異常時の連絡等により、特定事象に先行する事象が認められるとき 3 その他市町村長が必要と認めるとき	警戒本部
第2次配備	1 発電所の事故により原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第10条に定める特定事象発生の通報があったとき 2 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える数値を検出したとき 3 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 4 その他市町村長が必要と認めたとき	災害対策本部

3 安全協定等に基づく原発敷地内の状況把握及び対応

(1) 未満事象等の通報・連絡及び対応

東京電力は、「未満事象」又は発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合は、原子力関係法令及び安全協定・通報連絡協定に基づき、国、県、県内全市町村及びその他必要な関係機関等に通報・連絡する。

※ 未満事象…県計画によれば、原災法第10条に規定する特定事象に該当しない事故。

原子力安全上、重大な影響は認められないが、一般社会からは事故とみなされる事象。〔例：中越沖地震の変圧器の火災〕（県原子力安全対策課確認済）

-----《原災法第10条》-----

原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

-----《原災法第10条に規定する事象例》-----

原子力災害対策特別措置法施行令第4条より一部抜粋

- ・ 原子力発電所の境界付近で $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量が検出されたとき。
- ・ 排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 相当の放射性物質が検出されたとき。
- ・ 管理区域以外の場所で次の放射線量又は放射性物質が検出されたとき。
 - イ) 1時間当たり $50 \mu\text{Sv}$ 以上の放射線量
 - ロ) 当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質
- ・ 事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた場所において、 $100 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量が検出されたとき。
- ・ 実用発電用原子炉の運転を制御棒の挿入により停止することができないとき。
- ・ 他の施設又は容器の特性ごとに定める事象に該当するとき。
- ・ その他、原子力緊急事態に該当する事象

《抜粋》 県【「地域防災計画（原子力災害対策編）】

第3章 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 p 33

2 未満事象等の通報・連絡

(2) 防災関係機関相互の連絡

イ 県は、事故発生の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、必要に応じ、職員を発電所へ派遣する。

派遣された職員は、現地状況の確認調査を行うとともに、放射性物質の放出状況又は放出予測等応急対策を講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに県へ状況を報告する。

エ 県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に協力し、通報の内容、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について、県民及び報道機関に対し、速やかに広報を行うとともに、その後も定期的に広報する。

オ 県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

◎ 市町村の対応

対応範囲	距離に応じた対応	共通対応
P A Z	<ul style="list-style-type: none">・状況に応じ、担当者を発電所へ派遣し、現地状況の確認調査を行う。・必要に応じ、防災行政無線等により住民へ広報する。	<ul style="list-style-type: none">・国、県及び関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。
U P Z P P A P P A超		

〔県への要請事項〕

- ・過去の安全協定に基づく通報事例から、未満事象の具体的な事例を提示すること。

(2) 特定事象に先行する事象の通報・連絡及び対応

東京電力は、「特定事象に先行する事象」が発生した場合は、原子力関係法令及び安全協定・通報連絡協定に基づき、国、県、県内全市町村及びその他必要な関係機関等に通報・連絡する。

- ※ 特定事象に先行する事象…特に定めなし。短時間に東京電力よりトラブル情報の連絡が頻発するといった異常時に際し、各市町村において、状況を確認した上で特定事象に先行する事象に該当するかどうかを判断する。(県原子力安全対策課確認済)

《抜粋》 国【防災基本計画 第11編 原子力災害対策編】

第2章 災害応急対策 p 406

第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

1 警戒事象発生時の連絡等

- 原子力規制委員会原子力事故警戒本部は、警戒事象の発生及びその後の状況について、指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に対し情報提供を行うものとする。
- 原子力規制委員会は、P A Z を管轄に含む地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、災害時要援護者の避難を含む援護体制を構築するよう連絡するものとする。

《抜粋》 県【「地域防災計画（原子力災害対策編）」】

第3章 第1節 災害対策本部等の組織・運営 p 29

3 警戒本部の設置

(1) 警戒本部設置基準

知事は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、原子力災害対策本部の設置準備のため、警戒本部を設置する。

(2) 本部（本部室）の設置場所

本部は、原子力安全対策課執務室内に設置する。

(3) 組織

ア) 本部長：危機管理監又は防災局長

イ) 副本部長：防災局長等

ウ) 本部員：防災局課長等

(4) 所管事務

ア) 発電所の事故に関する情報の収集並びに関係部局、市町村及び防災関係機関への情報提供

イ) 応急対策の検討、調整及び実施

ウ) 関係機関との連絡調整

エ) 報道機関への情報提供

オ) 住民等への広報

カ) 原子力災害対策本部の立ち上げ準備

キ) その他必要な事務

◎ 市町村の対応

〔市町村共通の活動体制〕

○ 警戒本部の設置

原子力災害対策本部、現地災害対策本部の設置準備のため、警戒本部を設置する。

※ 事故の進展状況等により、避難・屋内退避が必要と判断したときは、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第23条の2の規定により、市町村長は、警戒本部を原子力災害対策本部に移行し、内閣総理大臣からの指示及び知事からの要請を待たずに、災対法第60条に基づき、避難又は屋内退避の指示を行う。

◎ 市町村の対応

対応範囲	距離に応じた対応	共通対応
P A Z	<ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線監視システムによる放射線観測データ等を直ちに確認するとともに、国、県、東京電力及び防災機関から情報収集を行う。 ・県に対し可搬型モニタリングポストの先行設置など、放射線モニタリング監視の強化を要請する。 ・道路状況等を把握し、警察等に対し交通規制等を確認する。 ・必要に応じ、発電所の状況を説明させるため説明員の派遣を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会柏崎刈羽原子力規制事務所、新潟地方気象台、S P E E D I 情報や、県警戒本部・県地域振興局への派遣職員などから放射能拡散予測情報を入手するなど、独自に情報を入手できる体制を構築する。 ・広報マニュアル等に従い、緊急速報メール（エリアメール）、防災行政無線、広報車等のあらゆる情報手段を活用し、住民への広報を行う。 ・広報内容は、定時的にきめ細かい内容とする。 ・入手した情報を独自に整理できる体制を構築する。
U P Z P P A P P A超	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、柏崎市、刈羽村、東京電力と連携し情報収集を行う。 	

〔県への要請事項〕

- ・ 国の「警戒事象」と県計画における「特定事象に先行する事象」の違いを明確にするとともに、過去の安全協定に基づく通報事例から、「特定事象に先行する事象」の具体的な事例を提示すること。
- ・ 避難時間推計シミュレーションの結果等に基づき、原子力災害時における主要道路などの交通規制等をあらかじめ市町村に提示すること。

4 特定事象の発生時における原発サイトの状況把握及び対応

(1) 原災法第10条に伴う通報・連絡及び対応

- ・ 県計画によると、東京電力は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制組織、県、県警察、PAZ及びUPZの市町村・警察署・消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等に対し所定の様式（原災法施行規則に定める「第10条通報」様式）により通報する。
- ・ 東京電力は、通報連絡協定に基づき、所定の様式により、立地市村を除く県内28市町村へ通報する。

- ※ 国の防災基本計画及び地域防災計画作成マニュアルでは、「特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合」とされている。
- ※ 原災法第10条では、「10条に基づく特定事象の通報先として、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事と明記。都道府県知事は、UPZを含む関係周辺市町村長にその旨を通報する。」とされている

《抜粋》 国【防災基本計画 第11編 原子力災害対策編】

第2章 災害応急対策 p406~407

第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

2 特定事象発生時の連絡等

(1) 特定事象発生情報の連絡

- 原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報の連絡を受けた場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文章を送信する。さらに、送信後、直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお、通報を受けた事象に対する事業者への問い合わせについては、原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。
- 所在都道府県及び関係周辺都道府県は、原子力事象者及び原子力規制委員会から通報・連絡を受けた事項について、周辺市町村に連絡するものとする。

(2) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- 原子力規制委員会、地方公共団体及び原子力事業者は、特定事象が発生した場合、直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し、官邸、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所、後方支援拠点等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。

《抜粋》 国【防災基本計画 第11編 原子力災害対策編】

第2章 災害応急対策 p417

第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

8 地方公共団体の活動体制

- 関係地方公共団体は、特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ、国に対し専門家の派遣を要請するとともに、他の地方公共団体、原子力事業者等に装備、資機材、人員等の応援を求めるものとする。

《抜粋》 県【地域防災計画（原子力災害対策編）】

第3章 第1節 災害対策本部等の組織・運営

4 原子力災害対策本部の設置 p30

(1) 設置基準

ア 知事は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、（オフサイトセンター内に、）知事を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

イ 本部長（知事）は、情報の収集・連絡体制の確立のため、原災法第10条に基づく原子力事業者からの特定事象等の発生通報後速やかに国、市町村、原子力事業者及び防災関係機関と連絡を密にし、事故の状況の把握に努める。

6 原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣 p32

(1) 現地事故対策連絡会議

県は、原子力防災センター等で現地事故対策連絡会議が開催されるときは、災害対策本部員をこれに出席させ、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

(3) 市町村災害対策本部

県は、必要と認めるとき又は市町村から応援要請があったときは、災害対策本部員を市町村災害対策本部へ派遣する。

第3章 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

3 特定事象発生情報等の通報・連絡 p34

ウ 県は、原子力防災管理者及び安全規制担当省庁から通報・連絡を受けた事項について、関係する防災関係機関に連絡するとともに、防災無線の一斉通報FAX等により、市町村及び消防本部に通報する。

◎ 市町村の対応

[市町村の活動体制]

○ 原子力災害対策本部の設置及び原子力災害現地対策本部の設置

(P A Z、U P Z)

- ・ 原子力災害対策本部を設置する。
- ・ あわせて、原則、オフサイトセンター内に現地対策本部を設置する。但し、市町村の判断等により現地対策本部を設置できない場合は、8月28日に配布された国のマニュアル（案）に基づき原災法第15条の通報の際には、現地災害対策本部を設置する。

※ 県計画では、原災法第10条通報の際に第2次配備として災害対策本部、現地災害対策本部を設置。一方、8月28日に配布された国のマニュアル（案）では、原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市町村長が必要と認めた場合となっている。

※ 避難・屋内退避の検討を速やかに行い、緊急の必要がある場合は、内閣総理大臣からの指示及び知事からの要請を待たずに、災対法第60条に基づき、避難、屋内退避指示を行う。

○ 原子力災害対策本部の設置 (P P A、P P A超)

- ・ 原子力災害対策本部を設置する。

◎ 市町村の対応

対応範囲	距離に応じた対応
P A Z	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒本部の対応を継続する。 ・ オフサイトセンターに職員を派遣し、国、県、関係機関等とともに情報収集及び活動を行う。 ・ オフサイトセンターで開催される現地事故対策連絡会議に出席する。 ・ 必要に応じて、国、県の職員及び専門家等の派遣要請を行う。 ・ 事業者に対して説明員の派遣を要請する。 ・ 広報マニュアル等に従い「住民への情報伝達」を引き続き継続する。 ・ 国、県、関係機関等と連携し、情報把握を行う。
U P Z	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の要請に応じて、オフサイトセンターで開催される現地事故対策連絡会議に出席する。 ・ オフサイトセンターの現地対策本部及び国、県、関係機関等と連携し、情報把握を行う。 ・ オフサイトセンターに参集できない場合は、県に整備を要請している県地域振興局での情報収集やテレビ会議システム等のバックアッププランに基づき情報把握を行う。 ・ 必要に応じて、国、県の職員及び専門家等の派遣要請を行う。 ・ 屋内退避・避難の詳細を検討する。
P P A P P A超	<ul style="list-style-type: none"> ・ パターン別対応一覧に基づき、P A Z、U P Z市町村数十万人の避難者受け入れ準備を進める。 ・ 国、県、関係機関等と連携し、情報把握を行う。 ・ 県に要請している県地域振興局での情報収集体制を活用し、情報収集を行う。

[県への要請事項]

- ・ 現在、国、県で検討を進めている新オフサイトセンター（緊急時対応拠点、対策実行拠点）に対する県の考え方を早急に示すこと。
- ・ 原子力防災センター、P A Z、U P Z、P P A、P P A超市町村、原子力事業者及び防災関係機関との間の通信体制の充実・強化を図るため、専用回線及び衛星回線等の整備・維持に努めること。
- ・ 複合災害等の発生により、P A Z、U P Z市町村がオフサイトセンターへ参集できない事態が発生した場合に備え、国、県、市町村等の情報共有や、円滑な意思決定のため、県地域振興局に情報窓口の設置や、テレビ会議システムの導入などバックアッププランを早急に構築すること。
- ・ P P A、P P A超市町村等の円滑な情報共有のため、まずは県が迅速な情報提供を行うとともに、県庁、県地域振興局に情報窓口を設置するなど、早急に情報を共有できる態勢を整備し、市町村へ提示すること。

(2) 原子力緊急事態の発生（原災法第15条）に伴う通報・連絡及び対応

原子力規制組織は、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに内閣総理大臣に必要な情報提供を行う。

《抜粋》 国【防災基本計画 第11編 原子力災害対策編】

第2章 災害応急対策 p408

第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

3 原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行い、関係省庁は官邸、緊急時に緊急時対応センター（原子力規制庁）、対処拠点施設等予め指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。
- 原子力災害現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部、指定地方公共機関、原子力事業者その他関係機関は、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けた機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

《抜粋》 県【地域防災計画（原子力災害対策編）の抜粋】

第3章 第1節 災害対策本部等の組織・運営 p32

6 原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣

(2) 原子力災害合同対策協議会

県は、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力防災センター等において合同対策協議会が設置されることとなった場合は、あらかじめ定められた者をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議する。

(3) 市町村災害対策本部

県は、必要と認めるとき又は市町村から応援要請があったときは、災害対策本部員を市町村災害対策本部へ派遣する。

◎ 市町村の対応

対応範囲	距離に応じた対応
P A Z	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力緊急事態宣言にあわせ、内閣総理大臣の指示に従い、住民に避難等の指示を行う。 ・ オフサイトセンターで開催される原子力災害合同対策協議会に出席し、その後の応急対策の実施方法等の情報交換や協議・決定を行う。
U P Z	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターで開催される原子力災害合同対策協議会に出席し、応急対策の実施方法等の情報交換や協議、決定を行う。 ・ 決定された対応方針に従って、必要に応じ、住民に屋内退避又は避難の指示を行う。
P P A P P A超	<ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z、U P Z 市町村数十万人の避難者受け入れを始める。 ・ 国、県、関係機関等と連携し、情報把握を行う。

〔県への要請事項〕

- ・ P P A、P P A超で数十万人の避難者を受け入れられない場合の対応について具体的に提示すること。

5 緊急時を含むモニタリングデータの把握

《抜粋》 国【防災基本計画 第11編 原子力災害対策編】

第1章 災害予防 p392

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(10) 緊急時モニタリング体制の整備

- 地方公共団体は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、平常時モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の試料）を適切に実施するとともに、原子力災害対策指針等に基づき、地域防災計画において緊急時モニタリング計画を策定し、モニタリングポストの整備・維持、モニタリング要因の確保等緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とする。

第2章 災害応急対策 p409～410

第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

4 特定事象発生及び原子力緊急事態宣言後における情報収集活動

(1) 緊急時モニタリング

- 国〔原子力規制委員会、関係省庁〕、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリング実施計画に基づき、初動段階の緊急時モニタリングを実施するものとする。
- 地方公共団体は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合には、平常時モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の試料）を強化するとともに、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針等に基づく緊急時モニタリング計画により、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行うものとする。
- 緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた所在都道府県及び関係周辺都道府県は、その内容を周辺市町村に連絡するものとする。
- 原子力規制委員会は、原子力事業者から連絡された施設からの放射性物質等の放出状況並びに関係省庁及び地方公共団体による緊急時モニタリングの結果等を、関係省庁の支援を得てとりまとめ、官邸〔内閣官房〕、指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。原子力緊急事態宣言発出後においては、原子力災害対策本部が取りまとめ、原子力災害現地対策本部及び緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部に連絡するものとする。
- 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの結果に対する総合的な評価を行い、公表するものとする。指定行政機関、関係省庁、関係地方公共団体、指定地方公共機関、原子力事業者等は、緊急時モニタリングの結果及び総合的な評価を共有するものとする。

《抜粋》 県【地域防災計画（原子力災害対策編）】

第3章 第4節 緊急時モニタリング等 p42

5 緊急時モニタリング結果の報告と公表

(1) 第1次配備（警戒本部）

県は、環境放射線監視テレメータシステム等により得られた結果を原子力防災専門官及び市町村に連絡する。

(2) 第2次配備（災害対策本部）

第2次配備態勢をとったときは、県は緊急時モニタリング結果を原子力安全・保安院、文部科学省、原子力防災専門官及び市町村に連絡する。

緊急事態宣言が発令された後は、県は、緊急時モニタリング結果を合同対策協議会に連絡する。

(3) 結果の公表

県及び市町村は、国等の関係機関と協力し、観測データの共有に努め、速やかに住民等にモニタリング結果を周知する。

◎ 市町村の対応

対応範囲	距離に応じた対応	共通対応
P A Z		<ul style="list-style-type: none">・ 県と連携し、観測データの共有に努め、速やかに緊急時モニタリング結果を住民に周知する。
U P Z		<ul style="list-style-type: none">・ 観測データの共有化の一環として、市町村が独自に平常時に計測している場合は、空間放射線測定結果を県へ提供する。
P P A P P A超	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急時モニタリングデータに基づき、屋内退避等の検討や準備を行う。	

◎ 市町村の対応

〔県への要請事項〕

- ・ 行政区画や風向き、専門家などの意見を踏まえ、既存のモニタリングポストの活用を含め、全県を対象とした広域的なモニタリング体制を構築すること。
- ・ 各市町村 1 基のモニタリングポストを設置すること。
- ・ 県主導で、国、県、市町村、東京電力等が連携し、モニタリングの測定値をホームページの同一画面上で閲覧できるよう工夫するなど、データの共有化を早急に構築すること。
- ・ 測定したモニタリングデータを活用し、SPEEDI と連携した迅速かつ安全な避難体制を検討すること。
また、SPEEDI の予測範囲を県内全域に拡大すること。
- ・ 原子力災害時における緊急時環境放射線モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針に基づき、緊急時モニタリング等実施要領を策定すること。

II 避難・屋内退避の実施

1 判断基準

《抜粋》 国【原子力災害対策指針の抜粋】

第2 原子力災害事前対策 p 8~9

(2) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方について

① 緊急事態の段階

緊急事態においては、緊急事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要である。すなわち、緊急事態を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各区分の対応の詳細について検討しておくことが有効である。

② 緊急事態初期における防護措置の考え方

上記①の緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このように防護措置を講じるためには、以下のように、緊急事態の区分を決定するとともに、観測可能な指標に基づき迅速な意思決定ができる体制を構築する必要がある。

(i) 緊急時活動レベル (EAL)

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準は、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベル (EAL) として設定する。EALの具体的な内容については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

(ii) 運用上の介入レベル (OIL)

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準は、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベル (OIL) として設定する。OILの具体的な水準については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

《抜粋》 国【原子力災害対策指針の抜粋】

第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題 p27

本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。

これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。

① 原子力災害事前対策の在り方

- ・ 防護措置実施を判断する際のEALやOIL、緊急事態区分の在り方

② 緊急時モニタリング等の在り方

- ・ 緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の策定、OILの変更手順、線量評価の手順、事前準備の在り方
- ・ SPEEDIの活用により、モニタリング結果に基づく放出源情報の推定や、事業者の拡散予測結果の確認・検証を行うこと等の方策

《抜粋》 県【地域防災計画（原子力災害対策編）】

第3章 第6節 避難、屋内退避実施に係る防護活動 p44

2 避難・屋内退避等の指標

放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じ、住民及び一時滞在者等に対して避難・屋内退避等の措置を講ずる。

これらの避難・屋内退避等の措置についての基準は、原子力事業者及び国が定めるところによる。

◎ 市町村の対応

対応範囲	共通対応
P A Z	<ul style="list-style-type: none"> 国や東京電力が定める新たな判断基準が定められるまでの間は、県が定める基準等に基づき避難・屋内退避等を実施する。 今後、国や東京電力が定める緊急時活動レベル（E A L）や実用上の介入レベル（O I L）が新たに定められた際は、新基準に基づき、避難・屋内退避等を実施する。 放射線による被ばくを可能な限り抑えるため、計測可能な判断基準のほか、気象条件、S P E E D I 等の予測的手法も活用する。
U P Z	
P P A	
P P A超	

[県への要請事項]

- 東京電力が決めるE A Lの基準及び国が定めるO I Lの基準を早急に提示するよう国や東京電力に強く要請すること。
- E A L、O I Lの考え方方が定まらない中で、県として、原子力事故が起きた際の避難や屋内退避の基準を早急に提示すること。
- 放射線による被ばくを可能な限り抑えるため、避難対応において、計測可能な判断基準のほか、S P E E D I 等の予測的手法も活用した避難体制の考え方を示すこと。
- 避難、屋内退避に係る基本的な考え方や、市町村の避難誘導計画について、その内容や定める時期について具体的に示すこと。

2 避難・屋内退避区域

《抜粋》 国【防災基本計画 第11編 原子力災害対策編】

第1章 災害予防 p393

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(11) 緊急時予測システム

- 原子力規制委員会、独立行政法人原子力安全基盤機構等は、原子炉施設の状態予測等を迅速に行うERSS及び放射能影響予測を迅速に行うSPEEDIネットワークシステムの一体的運用を行うものとし、平常時から様々な事態を想定した運用訓練等を行うものとする。

第2章 災害応急対策 p411

第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

(2) 緊急時予測システム

- 原子力規制委員会は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちにSPEEDIネットワークシステムを緊急時モードとして、単位量放出を仮定した予測計算を定時に行うこととに加え、ERSSからの放出源情報が得られ次第、当該情報に基づく予測計算もあわせて行い、官邸〔内閣官房〕、対策拠点施設及び関係都道府県の末端に転送するとともに、迅速な応急対策の実施に資するため、予測結果を内閣府を通じ、関係省庁に連絡するものとする。また、放出源情報に基づく予測が出来ない場合には、一定の仮定を設けた予測計算を行い、その結果を関係都道府県及び関係省庁に連絡する。

【抜粋】 国【原子力災害対策指針の抜粋】

第2 原子力災害事前対策 p9~10

(3) 原子力災害対策重点区域

② 原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域の設定に当たっては、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離をその目安として用いることとする。

(i) 実用発電用原子炉に係る原子炉施設の場合

実用発電用原子炉に係る原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原発事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。

(イ) 予防的防護措置を準備する区域 (P A Z)

P A Zとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影响等を回避するため、先述のE A Lに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Zの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から3~5kmの間で設定すること(5kmを推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

なお、この目安については、地方公共団体の行政区画、地形条件、気象条件、主として参照する事故の規模等について検討した上で、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう継続的に改善していく必要がある。

(ロ) 緊急時防護措置を準備する区域 (U P Z)

U P Zとは、確率的影响を最小限に抑えるため、先述のE A L、O I Lに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。U P Zの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、U P Zの最大半径は原子力施設から5~30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

なお、この目安については、地方公共団体の行政区画、地形条件、気象条件、主として参照すべき事故の規模について検討した上で、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう継続的に改善していく必要がある。

《抜粋》 国【原子力災害対策指針の抜粋】

第2 原子力災害事前対策 p10

(3) 原子力災害対策重点区域

② 原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域の設定に当たっては、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離をその目安として用いることとする。

(i) 実用発電用原子炉に係る原子炉施設の場合

実用発電用原子炉に係る原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原発事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。

(ハ) プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

(PPA)

UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響があることも想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避が挙げられるが、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。PPAの具体的な範囲については、今後、原子力規制委員会では、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。

第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題 p27

本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。

① 原子力災害事前対策の在り方

- UPZ外におけるプルームの影響を考慮したPPAの導入や、実用発電用原子炉に係る原子力施設以外の原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲

《抜粋》 県【地域防災計画（原子力災害対策編）】

第1章 第3節 防災対策を実施すべき地域の範囲 p1~2

1 即時避難区域（P A Z：概ね5km圏）

あらかじめ定められる発電所における全面緊急事態等の発生時には、直ちに避難を実施する。避難は、P A Z外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径概ね30km圏外への避難を実施する。

2 避難準備区域（U P Z：概ね5~30km圏）

基本的には、計測可能な判断基準に基づく避難や屋内退避の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、半径概ね30km圏外への避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。

なお、U P Z内の避難を要しない区域においても、測定・予測の結果に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施する。

3 屋内退避計画地域（P P A：概ね30~50km圏）

プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、屋内退避や、安定ヨウ素剤の備蓄等の計画をあらかじめ策定する地域とし、計測可能な判断基準のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、必要に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施する。

なお、P P Aにおいても、緊急時モニタリングの結果等から避難の対応が必要な場合には、U P Zと同様の対応を実施する。

4 放射線量監視地域

県内全域については、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画をあらかじめ策定する地域とする。

また、広域的な環境放射線モニタリングを実施するほか、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、外出自粛や飲食物の摂取制限を実施する。

なお、放射線量監視地域においても、緊急時モニタリングの結果等から避難や屋内退避の対応が必要な場合には、U P Z又はP P Aと同様の対応を実施する。

第3章 第6節 避難、屋内退避実施に係る防護活動 p46

4 避難・屋内退避の実施

(1) 住民等の避難・屋内退避の指示

工 P P Aの住民等の屋内退避

県は、次に掲げる場合には、P P A市町村に対し、屋内退避区域を速やかに通知する。

(ア) 緊急時モニタリングの結果、屋内退避が必要な放射線量が計測された場合

(イ) 国による大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果から、屋内退避が必要となる区域が示された場合

◎ 市町村の対応

対応範囲	共通対応
P A Z	<ul style="list-style-type: none"> P A Z、U P Z、P P A等の境界は、当該地域が含まれる市町村の行政区画、地勢等地域に固有の自然的・社会的周辺状況を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら県が市町村とあらかじめ調整を行い、具体的に対象となる地域を決定する。
U P Z	<ul style="list-style-type: none"> P A Z、U P Z、P P A等の境界の決定や、原子力災害時の円滑な避難・屋内退避等を実施するため、新潟県全市町村共有地図を用いる。（「新潟県全市町村共有地図 1、2」参照）
P P A P P A超	<ul style="list-style-type: none"> <u>P A Z、U P Z、P P Aは、50 km圏内の共有地図に区分けしたメッシュ内の住民状況（人口、町内会や自主防災会等を活用した住民への連絡方法等）等について事前に把握する。</u> 風向きや気象条件（雨や雪）、S P E E D Iによる予測や緊急時モニタリングデータに基づき、共有地図を有効に活用し、<u>段階的な避難・屋内退避及び屋内退避の準備等を実施する。</u> 県と協力し、原子力災害対応についての普及・啓発に努める。 ※ 原子力災害対応…原発からの距離に応じた避難・屋内退避の考え方や屋内退避に向けた食料や燃料等の備蓄など

対応範囲	距離に応じた対応
P A Z	<ul style="list-style-type: none"> 5 km 圏は即時避難とする。 避難は、柏崎市はコミュニティを単位とし、刈羽村については全域とする。 共有地図のメッシュ等を活用し、迅速な即時避難を実施する。
U P Z	<ul style="list-style-type: none"> 風向きや気象条件（雨や雪）、S P E E D Iによる予測、避難経路等に戦略的に配置した緊急時モニタリングデータを基に、必要に応じ、段階的な屋内退避を実施する。 その後、状況に応じ避難を要する場合は、風向きやS P E E D Iによる予測、避難経路等に戦略的に配置した緊急時モニタリングデータを基に、段階的避難を実施する。 避難区域は、地域の実情やコミュニティ、町内会等も考慮し決定する。 共有地図のメッシュ等を活用し、円滑な避難・屋内退避を実施する。

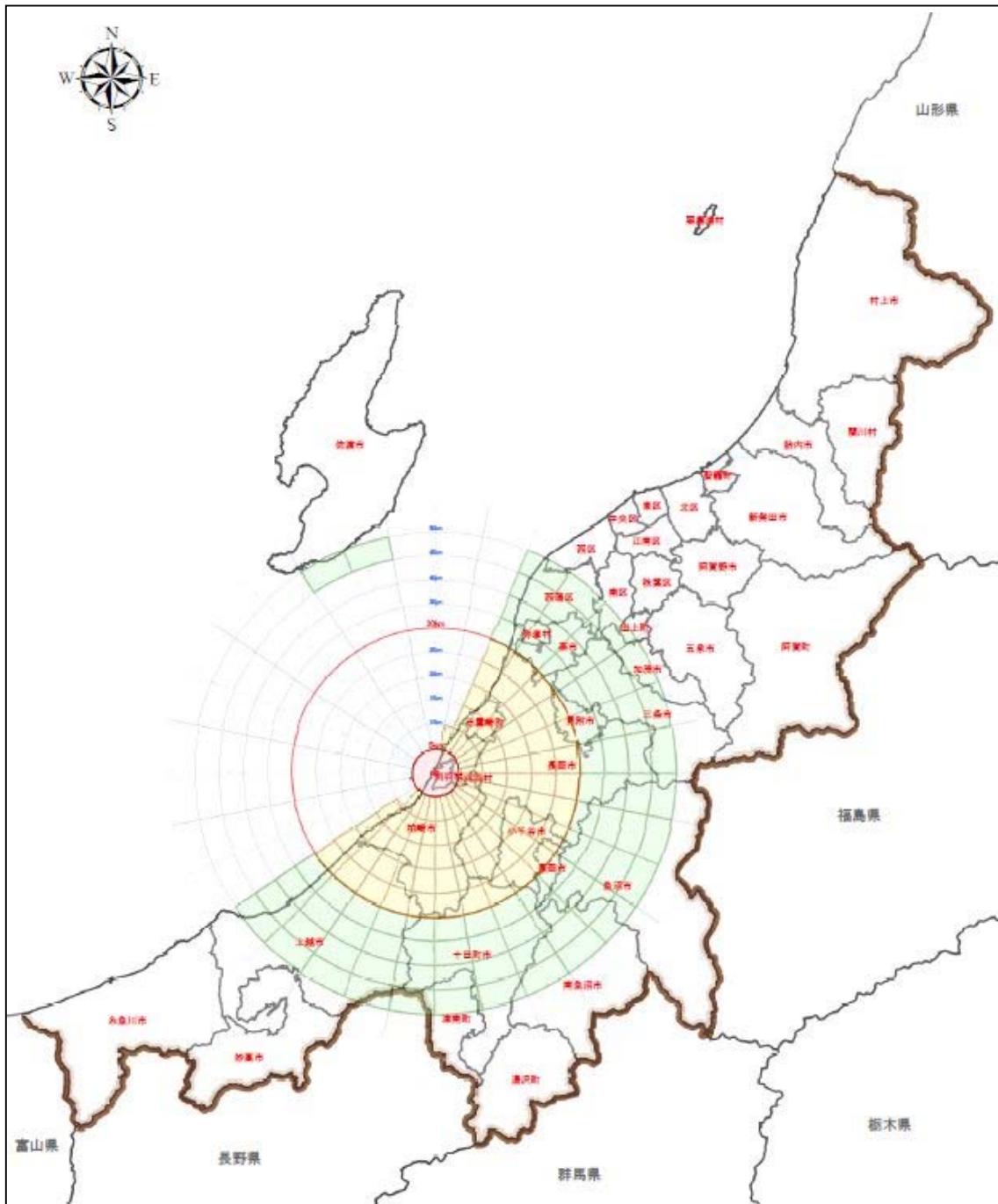
◎ 市町村の対応

対応範囲	距離に応じた対応
P P A	<ul style="list-style-type: none"> 風向きや気象条件（雨や雪）、S P E E D Iによる予測、緊急時モニタリングデータを基に、必要に応じ、段階的な屋内退避を推奨する。
P P A超	<ul style="list-style-type: none"> その後、必要に応じ屋内退避を要する場合は、風向きやS P E E D Iによる予測、緊急時モニタリングデータを基に、段階的な屋内退避を実施する。 緊急時モニタリングデータ等の結果を受け、中長期的な居住が難しいと判断された場合には、U P Zと同様の避難を実施する。 P P A市町村は、必要な際は、共有地図のメッシュを有効に活用し、円滑な避難・屋内退避を実施する。 避難者受入を実施するP P A、P P A超市町村は、避難者受入施設リスト等を作成する。

〔県への要請事項〕

- 別紙「新潟県全市町村共有地図1、2」を用い、避難・屋内退避等に係る具体的な検討を進めること。
- 避難市町村における避難実施の際の基本となる「あらかじめ定めた行動計画」について、その内容と定める時期について具体的に示すこと。
- 住民向け啓発リーフレット等を修正するなど、原子力災害対応について、平時から県民への普及・啓発に努めること。

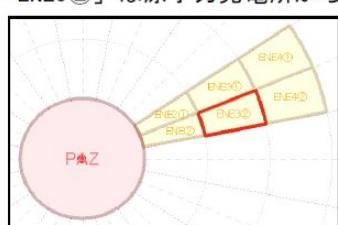
◎ 新潟県全市町村共有地図（地図 1）



方位は、原子力発電所の中心から32方位とする。

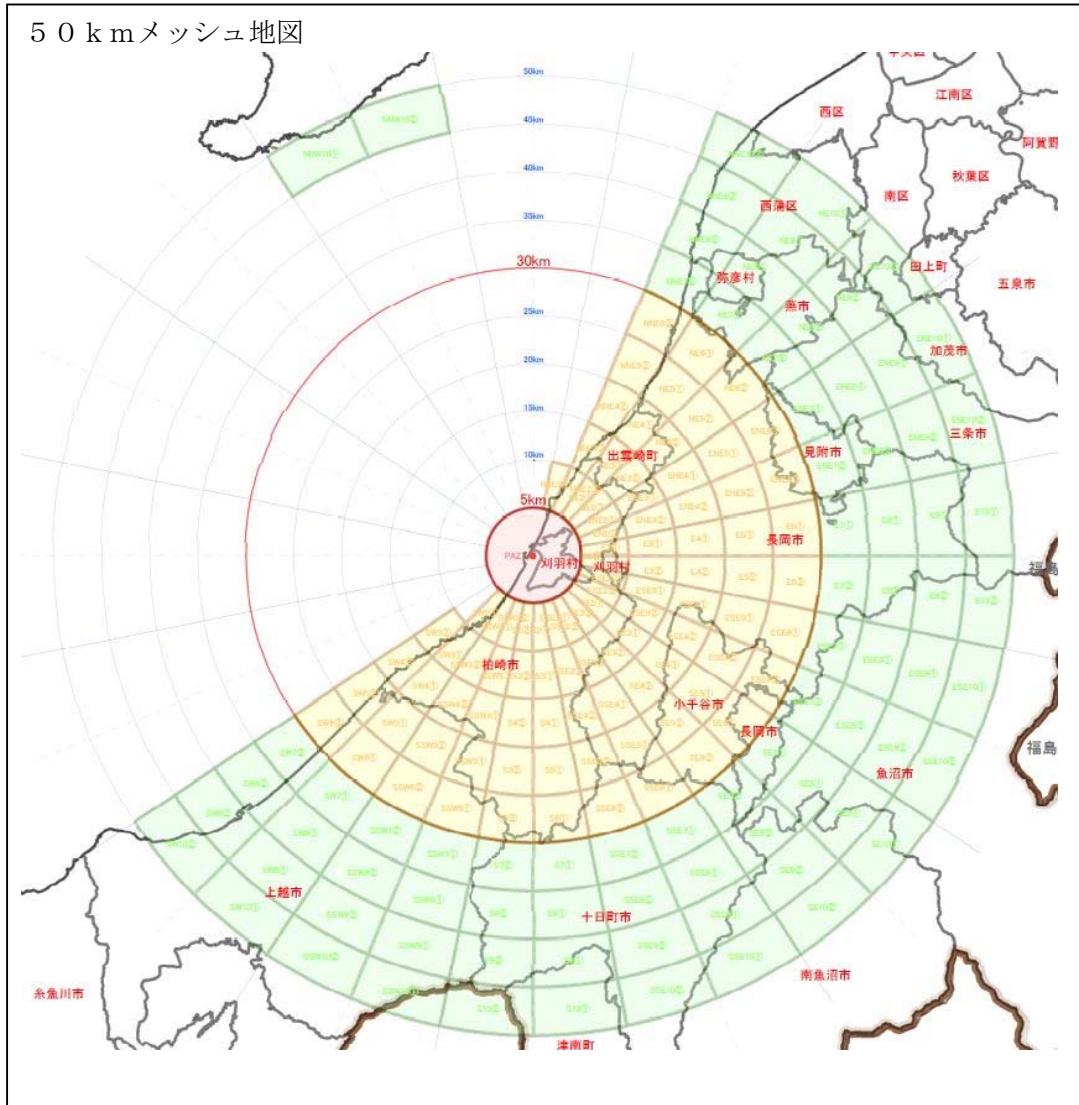
また、原子力発電所から5kmごとに同心円を描き、2~10までの番号で示す。そして、方位と番号の組合せで区域名を示す。同じ区域名のうち、時計回りに①、②の番号で示す。

(例) 「ENE3②」は原子力発電所からENE方向の10~15kmで、南側の区域を表す。



柏崎刈羽原子力発電所の中心の考え方は、「1号機及び2号機の排気筒」と、「5号機の排気筒」を結んだ中間点とする。（新潟県原子力安全対策課に確認）

◎ 新潟県全市町村共有地図（地図2）

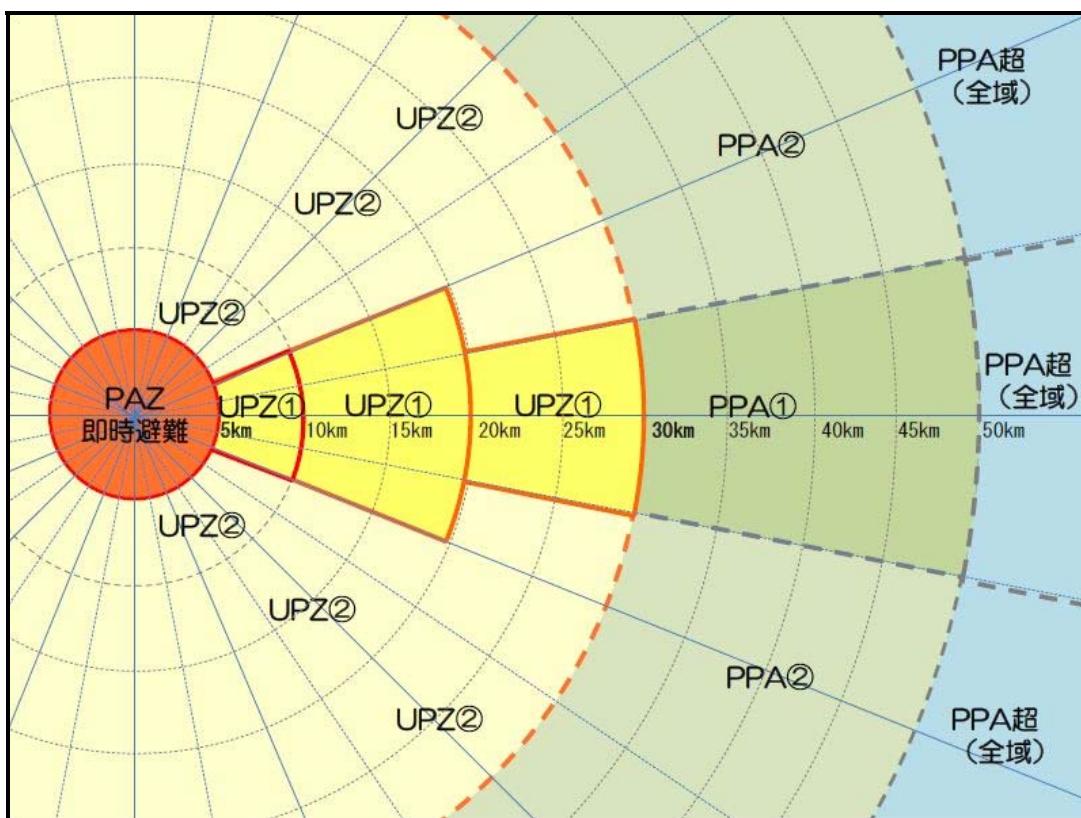


◎ PAZが即時避難した際の段階的避難・屋内退避等の考え方

ゾーン	PAZ 避難時	UPZの一部まで避 難が必要になった時	(PPAの一部まで屋内退避が 必要になった時)
UPZ①（拡 散方位に含ま れる地域）	屋内退避	緊急時モニタリングデータ等に基づき、 エリアごとに避難	30km圏外まで避難
UPZ②（拡 散方位に含ま れない地域）	屋内退避	屋内退避を継続	屋内退避を継続 緊急時モニタリングを注視
PPA①（拡 散方位に含ま れる地域）		万が一のブルーム通過の ために屋内退避準備 (避難者受入)	緊急時モニタリングデータ等に基づき屋内退避
PPA②（拡 散方位に含ま れない地域）	(避難者受入)		
PPA超（全 域）	避難者受入		

※ 国では、上記表の太枠部分について議論を実施。

県では、太枠部分のほか、PPA、PPA超を含め議論を実施。



3 避難先

《抜粋》 国【防災基本計画 第11編 原子力災害対策編】

第1章 災害予防 p395

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

2 避難収容及び情報提供活動関係

(1) 避難誘導

- 地方公共団体は、屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定するものとし、国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府〕及び原子力事業者は、必要な支援を行うものとする。特に、P A Z を管轄に含む地方公共団体においては、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定するものとする。また、原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（以下「U P Z」という。）を管轄に含む地方公共団体においても、広域避難計画を策定するものとする。
- 地方公共団体は、屋内退避、避難やスクリーニング等の場所・方法について日頃から住民への周知徹底に務めるものとする。

第2章 災害応急対策 p419～420

第2節 屋内退避、避難収容等の防護及び情報提供活動

2 避難場所等

(1) 避難場所等の開設

- 地方公共団体は、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。さらに、高齢者等の災害時要援護者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(2) 避難場所等の管理運営

- 国及び地方公共団体は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

《抜粋》 国【防災基本計画 第11編 原子力災害対策編】

第2章 災害応急対策 p421

第2節 屋内退避、避難収容等の防護及び情報提供活動

5 広域一時滞在

- 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該地の都道府県との協議を求めるものとする。
- 都道府県は、市町村から協議要求があった場合は、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行うものとする。
- 国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）、広域の一時滞在について助言するものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

《抜粋》 県【県地域防災計画（原子力災害対策編）】

第2章 第13節 広域避難体制整備計画 p24

2 避難所の確保・調整

- (1) 県は、市町村の区域を越えて避難が必要となる場合に備え、県内市町村と協議し、受入可能市町村が、P A Z 及びU P Z 市町村ごとに複数となるよう調整するとともに、避難施設の選定を行う。

なお、県は、複合災害での被害が甚大で県内市町村での避難者の受入れが困難と見込まれる場合を想定し、国の協力のもと、避難の受入れに関する事項について、近隣県と調整のうえ、避難施設を選定する。

◎ 市町村の対応

対応範囲	距離に応じた対応
P A Z	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村研究会で検討した広域避難シミュレーション結果や風向き、国や県で実施する放射能拡散シミュレーション、避難時間シミュレーション結果等を考慮し、県が最終調整した複数の避難場所・施設の候補地を住民に周知する。 ・ 平時からスクリーニングポイント及び避難先について住民へ周知する。 ・ 実際の避難先は、P A Z はあらかじめ県と調整した避難先について最終調整を図る。また、U P Z については、オフサイトセンター内で開催される原子力災害合同対策協議会で決定する。
U P Z	<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、緊急の必要により、市町村長が避難指示を出す場合は、あらかじめ県が最終調整した複数の避難先候補地の中から、風向き、S P E E D I の放射能拡散予測結果等を用い決定する。 ・ 避難先の決定後は、速やかに地域住民へ伝達し、迅速な避難を実施する。 ・ 役所の移転が必要な場合に備え、県が最終調整した避難受入市町村と調整の上、あらかじめ移転候補施設を決めておく。 ・ 人口密度の高い地区は、多くの避難時間を要するので、別途詳細な避難も検討する。 <p>※ 過酷事故の際、住所地にいない人及び一時滞在者は、自宅への帰路につくか、30km 圏外に避難を実施する。なお、直ちに避難を実施できない場合は、最寄の公共施設へ避難する。</p> <p>※ 自主避難者への対策として、事前に複数の避難先を提示しておくことは効果的と考える。</p>
P P A P P A超	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難受入地区とする。 ・ 避難受入先として、市町村の小中学校だけでなく、福島第一原発事故時の避難者受入れ実績のある県旅館ホテル組合などの民間施設を要援護者等の避難先調整における選択肢として整理した。 ・ 緊急時モニタリングデータ等の結果を受け、中長期的な居住が難しいと判断された場合又は、自治体内で避難施設の選定をすることができない場合は、県へ避難先選定を要請する。

〔県への要請事項〕

- ・ 市町村研究会で検討した広域避難シミュレーション結果や、風向き、国や県で実施する放射能拡散シミュレーション、避難時間シミュレーション結果等を考慮し、複数の避難場所・施設の候補地を市町村へ提示すること。
- ・ 避難場所として、30km 圏外に数十万人分を確保すること。
- ・ 福島第一原発事故の際、福島県郡山市において福島県職員による県有施設での避難者受入を実施した事例を参考に、本県における避難対策として、市町村職員だけでなく、県職員による県有施設での受入体制の構築や要援護者向けに県営住宅や県職員住宅の空き室を提供するなど、多種多様な避難対策を構築すること。
- ・ 県内に避難場所を確保できない場合は、近隣県及び近隣県市町村と調整の上、県外に避難場所を確保すること。
- ・ 長期避難場所の選定にあたっては、県、市町村が締結している防災協定等を活用し現実的な場所を設定すること。
- ・ 役所機能の移転が必要な場合に備え、移転候補施設を確保すること。
- ・ スクリーニング場所についても、早急に市町村へ提示すること。

4 移動手段・避難誘導

《抜粋》 国【防災基本計画 第11編 原子力災害対策編】

第1章 災害予防 p395

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

2 避難収容及び情報提供活動関係

(1) 避難誘導

- 地方公共団体は、屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定するものとし、国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、内閣府〕及び原子力事業者は、必要な支援を行うものとする。特に、P A Z を管轄に含む地方公共団体においては、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定するものとする。また、原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（以下「U P Z」という。）を管轄に含む地方公共団体においても、広域避難計画を策定するものとする。
- 地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

《抜粋》 県【地域防災計画（原子力災害対策編）】

第3章 第6節 避難、屋内退避実施に係る防護活動 p 46～48

4 避難・屋内退避の実施 p 46

(2) 避難手段

県知事及び避難市町村の長は、自家用車両を含めバス、鉄道、船舶等のあらゆる避難手段を検討し、円滑に避難できる手段を指示する。

なお、自家用車両による避難を指示する場合、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞く。

また、県知事及び避難市町村の長は、自家用車両による避難を指示する場合、自家用車両等の利用の困難な住民については、退避所・集合場所への移動を指示する。

(6) 避難の実施における関係機関の連携 p 47～48

県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、可能な限り支援、協力に努める。

ア 避難市町村は、避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう周知する。

また、自家用車両による避難の場合、災害時要援護者や自家用車両等の利用が困難な住民等については、市町村及び県が手配する公共輸送機関及び自衛隊等により行う。

さらに、避難に当たっては、放射性物質の状況を考慮しながら、自衛隊及び第九管区海上保安本部の協力によって、空路及び海上輸送を行う。

イ 避難市町村は、県と協力し、避難を指示した後、対象区域内に残留者がいないか確認を行う。

ウ 避難市町村は、県及び県警察等の防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた行動計画に基づいて住民避難を実施するとともに、受入市町村と協力し、避難先への誘導を行う。

カ 県警察は、関係機関と連携し、円滑な避難が実施できるよう交通規制、避難等を実施する。

コ 受入市町村は、選定された避難所を開設するほか、主要道路から避難所までの誘導や避難所の運営など、避難市町村等と連携して避難住民を支援する。

シ 受入市町村は、避難所の管理者を通じて県と協力し、避難者の動向を把握する。

また、避難者の流入により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕のある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れ、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両を手配する。

◎ 市町村の対応

対応範囲	距離に応じた対応
P A Z	<ul style="list-style-type: none"> 自家用車避難を前提とする。また、交通渋滞を避けるため、自家用車の相乗りを推奨する。 自家用車で避難できない住民は、市町村があらかじめ示す一時集合場所へ参集の上、避難バス等で避難する。 バス事業者の営業所がある市町村は、営業所に対し避難用車両等の確保を要請する。また、営業所がない場合や避難用車両等が不足する場合は、県を通じて、必要な避難用車両等を確保する。<u>なお、県において、国、隣接県、県内市町村、バス事業者と調整の上、迅速かつ確実な避難車両の確保に向けた新たなルールが構築された場合には、新たなルールに基づき避難車両の確保を行う。</u>
U P Z	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な避難用車両等の要請を実施するため、住民の避難方法や避難時の集合場所の検討とあわせ、交通手段を持たない人の把握に努める。 避難路は、幹線道路、高速道路を主体とし、高速道路が使用できる場合は、高速道路を積極的に活用する。 自家用車や避難用バスのほか、必要に応じ、船舶、鉄道、ヘリコプターも活用する。 避難先候補地までの避難路をあらかじめ決めておく。 県及び県警察等の防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた計画に基づいて住民避難を実施するとともに、避難受入市町村と協力し、避難先への誘導を行う。 実際の避難路は、避難受入市町村及び受入施設の決定後、県や県警、他市町村と最終調整の上決定する。 住民に対し、避難で使用する自家用車等の燃料の残量に常に気を配り、避難時において枯渇しないよう住民に啓発を行う。
P P A P P A超	<ul style="list-style-type: none"> 主要道路から避難所までの誘導など、避難市町村等と連携して避難住民を支援する。 中長期的に居住が難しいと判断した場合には、U P Z圏と同様の対応を行う。

〔県への要請事項〕

- ・ 市町村と調整の上、具体的な避難路等を決定すること。
- ・ 国、県、市町村、警察、自衛隊、海上保安庁等と連携した交通規制や避難誘導を含めた避難体制を構築すること。
- ・ 円滑な避難・屋内退避を実施するため、モニタリング測定値のホームページの同一画面上での閲覧とあわせ、高速道路や基幹道路の渋滞情報など、住民避難の進行状況も閲覧できるよう工夫するなど、「情報の共有化・見える化」を早急に構築すること。
- ・ 県外からの避難用車両の投入も視野に入れつつ、国や隣接県、バス事業者等と協力し、緊急時の避難用車両等の確保に向けた行動マニュアル等を作成するなど、迅速かつ確実な避難車両等の確保に向けた具体的な対策を講じること。
- ・ 鉄道や船舶等による避難も想定し、JR東日本等の関係機関と具体的な対策を講じること。
- ・ 市町村研究会での検討を踏まえた避難シミュレーションを実施し、検討結果を速やかに提示すること。
- ・ 福島第一原発事故でのガソリン不足の事例を踏まえ、ガソリンや暖房用燃料等の関係団体等との協定を締結するなど、避難車両向けの燃料等を十分に確保すること。

5 避難指示

《抜粋》 国【防災基本計画 第11編 原子力災害対策編】

第2章 災害応急対応 p413~414

第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

6 指定行政機関等の活動体制

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

一 原子力災害対策本部の設置

- 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生していると認める場合、その旨を直ちに内閣総理大臣に上申し、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて、S P E E D I ネットワークシステムで得られた予測結果や緊急時モニタリングの結果を提出するものとする。
- 内閣総理大臣による宣言の発出に当たっては、内閣府は、速やかに宣言の公示の手続き及び原子力災害対策本部の設置の手続きを行い、原子力規制委員会は、内閣総理大臣の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を地方公共団体に伝達するものとする。
- 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出し、原子力規制委員会から提示された指示案を踏まえ、応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき屋内退避又は避難に関する指示又は勧告等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

三 原子力災害現地対策本部の設置 p415

- 原子力災害対策本部は、緊急事態応急対策実施区域において、原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害対策本部長の定めるところにより、原子力災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くものとする。
- 現地対策本部は、対策拠点施設において、応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部（又は現地対策本部）とともに、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。
- 原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ地域ごとに国、地方公共団体及び関係機関が協議して定めておくものとする。原子力災害合同対策協議会の場において、緊急時の現地における対応方針を定める少人数のグループをあらかじめ定めておくものとする。
- 現地対策本部は、現地における緊急事態応急対策の実施状況等必要な報告を原子力災害対策本部に行うなど、原子力災害対策本部との相互に緊密な連絡を確保する。

《抜粋》 国【防災基本計画 第11編 原子力災害対策編】

第2章 災害応急対策 p418

第2節 屋内退避、避難誘導等の防護及び情報提供活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

- 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、P A Z を管轄に含む関係地方公共団体に対し速やかに避難指示を行うものとする。さらに、緊急時モニタリングの実測値やS P E E D I ネットワークシステムによる放射能影響予測等を参考に、原子力災害対策指針を踏まえ、地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示、安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急事態応急対策の実施について、指導、助言又は指示するものとする。その後、原子力災害対策本部長は、緊急事態の状況に応じ、必要な指示等を地方公共団体に対し行うものとする。
- 提示案を伝達された関係地方公共団体の長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。
- 地方公共団体は、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対し、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、指示等の緊急事態応急対策等を行うものとする。
- 地方公共団体は、避難のための立ち退きの勧告、指示等を行った場合は、住民の避難状況を確認するとともに、その勧告、指示等の内容及び避難状況について、現地対策本部等に対して情報提供するものとする。

《抜粋》 県【地域防災計画（原子力災害対策編）】

第3章 第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動 p 45~46

4 避難・屋内退避の実施

(1) 住民等の避難・屋内退避の指示

ア P A Zの住民等への避難指示

知事は、市町村との広域的な避難調整を行った上で、P A Z市町村の長を経由し、直ちに避難するよう指示する。

この場合において、知事は、避難住民を受け入れる市町村及び避難施設名を示すとともに、受入市町村に対し、避難住民等の受入を要請する。

イ U P Zの住民等への屋内退避の指示

U P Z市町村の長は、事業者からP A Zの住民等の即時避難を要する事象が発生した旨の通報を受けた場合には、U P Z内の住民等に対し、屋内退避所について周知の上、速やかに屋内退避をするよう指示する。

ウ U P Zの住民等への避難の指示

知事は、次に掲げる場合には、避難調整を行った上で、U P Z市町村に対し、避難が必要であると判断される区域を速やかに通知し、避難区域を含む市町村の長を経由し、受入市町村及び避難施設名を示すとともに、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。

(ア) 緊急時モニタリングの結果、避難基準を超える放射線量が計測された区域又は発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等気象状況若しくは国による予測結果から避難区域が確認された場合

(イ) 国から避難が必要と判断される区域の指導、助言又は指示があった場合

また、当該避難を指示する場合において、知事は、受入市町村に対し、避難住民等の受入を要請する。

エ P P Aの住民等の屋内退避

県は、次に掲げる場合には、P P A市町村に対し、屋内退避区域を速やかに通知する。

(ア) 緊急時モニタリングの結果、屋内退避が必要な放射線量が計測された場合

(イ) 国による大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果から、屋内退避が必要となる区域が示された場合

オ 上記エの県による緊急時モニタリングの結果又は国による予測結果等から、エの通知を受けた場合には、P P A市町村の長は、当該区域の住民等に対し、屋内退避場所について、あらためて周知の上、速やかに屋内退避するように指示する。

◎ 市町村の対応

対応範囲	共通対応
P A Z	<p>◎ 原子力災害が発生した場合、国、県、市町村、防災関係機関、原子力事業者等が現行法制に従い、緊密に連携した対応を取る必要があることから、現行法令に基づき、以下の対応を取ることとする。</p> <p>(1) 内閣総理大臣から避難指示を受けた場合（原災法第15条） 市町村長は、原災法第15条に基づき内閣総理大臣から避難の指示を受けたときは、当該指示の内容に従って避難指示を行う。</p>
U P Z	<p>(2) 国からの避難指示が無い場合（災対法第60条）</p> <p>① 市町村長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村長は、内閣総理大臣からの避難指示がない段階で、緊急に避難が必要と判断したときは、災対法第60条に基づき避難指示等を行う。 ・ 災対法第60条の避難指示を行う場合、国・県及び関係市町村と緊密な連携を図る。 <p>② 県知事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該市町村長が避難指示等を行えない場合は、原災法第28条第2項、災対法第60条第5項に基づく避難指示の代行を行う。
P P A P P A超	

【参考】 原子力災害対策特別措置法（抜粋）

第15条（原子力緊急事態宣言等）

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

6 安定ヨウ素剤の配備・服用

《抜粋》 国【防災基本計画 第11編 原子力災害対策編】

第2章 災害応急対策 p 420

第2節 屋内退避、避難収容等の防護及び情報提供活動

3 安定ヨウ素剤の予防服用

- 地方公共団体は、原子力災害対応指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。
- 原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果及びその評価に関する情報を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるときは、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用するべき時期、服用の方法、医師・薬剤師の確保等について、方針を決定し、関係地方公共団体に連絡するものとする。
- 地方公共団体は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は、独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時期及び服用の方法の指示、医師及び薬剤師の確保その他の必要な措置を講じるものとする。
- 日本放送協会等の放送事業者は、安定ヨウ素剤を服用するべき時期及び服用方法等についての情報が的確に服用対象の避難者等に伝わるよう放送を行うものとする。

《抜粋》 国【原子力災害対策指針の抜粋】

第3 緊急事態応急対策 p 19

(2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下のような手順で、原子力事業者、国、地方公共団体等が異常事態の状況を把握し、必要に応じた緊急事態応急対策を講じなければならない。

- 手順1 原子力事業者が原子力施設の状況に関する情報収集並びに敷地境界線等及び施設近傍における環境放射線モニタリングを実施
- 手順2 原子力事業者が、異常事態について、国、地方公共団体等へ報告
- 手順3 原子力事業者からの報告に基づき、国、地方公共団体等が、環境放射線モニタリングを実施
- 手順4 国、地方公共団体等が、住民等へ情報を提供するとともに、原子力施設の状況及び環境放射線モニタリング結果に基づき以下の緊急事態応急対策を実施
 - ・ 屋内退避 ・ 避難 ・ 安定ヨウ素剤の服用
 - ・ 飲食物の出荷・摂取制限

(5) 防護措置 p 21

③ 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、取りこまれてから数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。この内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで防ぐことが可能である。ただし、安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重し、合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきである。

安定ヨウ素剤の服用の方策は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて以下のとおりとすべきである。

- ・ P A Zにおいては、原則として即時避難と同時に服用の指示を行い、住民等が避難所等において、医療関係者の指示の下、安定ヨウ素剤を服用できるようにしなければならない。
- ・ U P Zにおいては、避難や屋内退避等の指示がなされた段階で適切な服用ができるようにしなければならないが、具体的な手順については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

なお、P A Z及びU P Zいずれにおいても、放射性ヨウ素の集積が比較的早い子供については優先的に服用が必要となる点に留意しなければならない。また、安定ヨウ素剤の投与指示は、原子力施設やモニタリング結果等の情報や集約する原子力規制委員会が一義的な判断を行った上で、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体により所定の医療関係者に速やかに伝達されることが必要である。

《抜粋》 国【原子力災害対策指針の抜粋】

第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題 p27

本指針の記述の中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。

④ 緊急被ばく医療の在り方

- ・ 安定ヨウ素剤の投与の判断基準としてのEALやOILの整備、避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方、投与基準に関する責任の明確化、事前の配布や備蓄・補充等の手法等。

《抜粋》 県【地域防災計画（原子力災害対策編）の抜粋】

第1章 第3節 防災対策を実施すべき地域の範囲 p2

4 放射線量監視地域

県内全域については、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画をあらかじめ策定する地域とする。

第2章 第11節 緊急被ばく医療体制整備計画 p20

2 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

(2) 県は、安定ヨウ素剤について、住民避難が広域に分散し、多数の避難所が開設されるような事態も想定して、緊急時に迅速かつ適切に配布されるよう、県内各地の地域拠点への広域配備や分散備蓄の体制を整備する。

なお、緊急時に迅速かつ確実に服用できるよう、希望者への事前入手の支援等も含め、関係機関との調整を進める。

第3章 第8節 緊急被ばく医療の実施 p53

5 安定ヨウ素剤等服用の指示

(1) 安定ヨウ素剤等の搬送

県は、住民が被ばく又は被ばくする恐れがある場合において、県が保管している安定ヨウ素剤等を速やかに避難所等に搬送する。また、関係市町村が保管している安定ヨウ素剤等を避難所等に搬送するよう関係市町村に指示する。

(2) 安定ヨウ素剤等服用の指示

県は、国の原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤等の服用の緊急時応急対策活動を行うよう、指示又は指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤等の服用を指示する。なお、緊急の場合は、県は医師の意見を聞いて服用を指示する。

◎ 市町村の対応

対応範囲	共通対応
P A Z	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の指示を受け、県備蓄場所から避難所等へ輸送する。また、備蓄場所として、住民への配布を考慮し、最も効率的な場所を県と協議の上決定する。
U P Z	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への配布・服用については、国、県の判断を受け実施する。
P P A P P A超	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の安全・安心のため、独自に地域住民用の安定ヨウ素剤防護マスクが必要か検討する。 ・ また、保健所設置市においては、医師である保健所長の判断により服用が可能か検討する。

〔県への要請事項〕

- ・ 安定ヨウ素剤の全県配備を早急に実施すること。
- ・ 備蓄場所の選定にあたっては、市町村と十分協議の上決定すること。
- ・ 安定ヨウ素剤の事前配布を含め国の検討状況を踏まえて、安全かつ確実な服用方法等を定めた服用マニュアル等を作成し、市町村へ提示すること。

7 災害時要援護者対応

《抜粋》 国【防災基本計画 第11編 原子力防災対策編の抜粋】

第1章 災害予防 p395～396

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

2 避難収容及び情報提供活動関係

(1) 避難誘導

- 地方公共団体は、災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に務めることとする。また、災害時要援護者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。
- 地方公共団体は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連係体制の構築に努めるものとする。

(2) 避難場所

- 都道府県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。
- 都道府県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

【**《抜粋》 国【防災基本計画 第11編 原子力防災対策編の抜粋】**

第2章 災害応急対策 p421

第2節 屋内退避、避難収容等の防護及び情報提供活動

6 災害時要援護者への配慮

- 市町村は、災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整理し、災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるよう努めるものとする。
- 地方公共団体は、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

【**《抜粋》 県【地域防災計画（原子力災害対策編）の抜粋】**

第3章 第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動 p49

5 災害時要援護者の支援

- (1) 県及びPAZ市町村は、未満事象が発生した場合、事故の急速な進展に備え、災害時要援護者の迅速な避難を実施するため、避難車両の手配を開始するとともに、災害時要援護者等に対し避難準備を行うよう連絡する。
- (2) UPZ市町村は、未満事象が発生した場合など、必要に応じ早期に災害時要援護者の避難準備に着手する。
- (3) 市町村は、在宅の災害時要援護者の避難・屋内退避を「災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、近隣住民、民生委員、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助により実施する。
- (4) 病院、福祉施設等は、入院又は入所の災害時要援護者の避難・屋内退避について、避難誘導等の計画に基づき実施する。
- (5) 消防機関、自衛隊等の防災関係機関は、災害時要援護者の避難・屋内退避が困難な場合には、福祉避難所への避難等の支援を実施する。
- (6) 市町村は、県と協力し、避難することとなった災害時要援護者に対し、移動中や避難所におけるケアなど十分に配慮する。
- (7) 県は、市町村に協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、災害時要援護者に十分配慮し、健康状態の把握に努める。
また、県及び市町村は、災害時要援護者に向けた情報の提供、生活環境への配慮、必要な飲食物及び物資の提供を行う。

◎ 市町村の対応

対応範囲	距離に応じた対応	共通対応
P A Z	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に災害時要援護者名簿等を活用できるよう、平時からの状況把握に努める。 未満事象が発生した場合、事故の急速な進展に備え、災害時要援護者の迅速な避難を実施するため、県等を通じ、避難車両の手配を開始するとともに、災害時要援護者等に対し避難準備を行うよう連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の災害時要援護者の避難・屋内退避を「災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、近隣住民、民生委員、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助により実施する。
U P Z	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に災害時要援護者名簿等を活用できるよう、平時からの状況把握に努める。 未満事象が発生した場合など、必要に応じ、早期に災害時要援護者の避難準備に着手する。 	
P P A P P A超	<ul style="list-style-type: none"> 中長期的に居住が難しいと判断された場合には、U P Zと同様の対応を行う。 	

〔県への要請事項〕

- 要援護者施設の避難対応マニュアル等を作成すること。
- 福祉避難所や緊急入所が可能な福祉施設等を確保すること。
- 速やかな移動が困難な病院、介護・福祉施設等の放射能防護対策を早期に実施し、あわせて、あらかじめ避難誘導計画を具体的に定めておくよう要請すること。
- また、行政機能拠点及び警察等関係機関のヘッドクオーター機能確保に向けた放射能対策も検討し、必要に応じ対策を実行すること。
- 幼稚園、保育園、小・中・高等学校等の避難対応マニュアル等を作成すること。
- 市町村の要請に応じ、要援護者向けの特殊避難車両等を確保すること。

8 住民への情報伝達

【**《抜粋》 国【防災基本計画 第11編 原子力災害対策編の抜粋】**

第2章 災害応急対策 p422

第2節 屋内退避、避難収容等の防護及び情報提供活動

8 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 周辺住民等への情報伝達活動

- 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、各々の機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。また、原子力災害対策本部、現地対策本部等は、特に、原子力災害の状況のうち、原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、SPEEDI ネットワークシステムによる放射能影響予測等について正確かつきめ細やかな伝達に配慮して情報提供を行うものとする。
- 関係機関は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、情報の公表、広報活動を行うものとする。

【抜粋】 県【地域防災計画（原子力災害対策編）の抜粋】

第3章 第5節 周辺住民等への的確な情報伝達活動 p 42～43

2 迅速かつ的確な情報提供

(1) 迅速かつ的確な情報提供

県及び市町村は、原子力事業者が迅速に公表する事実及び国が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。

広報にあたっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合でもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないよう配慮する。

また、県は、広報した内容について、市町村及び消防本部に対して、防災行政無線等により連絡する。

(5) 情報の一元化

県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて、原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、市町村及び原子力事業者と情報の共有化を図り、十分に内容を確認し、情報の一元化を図った上で県民に対する情報の公表、広報活動を行う。

(6) 多様な媒体の活用

県は、情報伝達にあたって、総合防災情報システム、行政無線、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努める。

◎ 市町村の対応

対応範囲	共通対応
P A Z	<ul style="list-style-type: none"> 安全協定や通報連絡協定、国、県等からの情報を整理の上、速やかに住民に広報する。その際は、これまでの防災経験から培ってきた、防災行政無線、ケーブルテレビ、緊急速報メール（エリアメール）、広報車、ホームページ等のあらゆる情報手段を活用する。
U P Z	
P P A P P A超	<ul style="list-style-type: none"> 広報内容は、定時的に事故の進展に応じ、きめ細かい内容とする。（「住民への広報事例」参照） 避難途中及び指定避難所以外への避難者に対する情報伝達・安否確認等の手段について検討する。

〔県への要請事項〕

- 避難、屋内退避等の決定に必要なあらゆる判断材料を市町村へ速やかに提供すること。
- ホームページ等のあらゆる情報手段を用いて県民へ広報すること。

9 受入時の避難者対応

《抜粋》 国【防災基本計画 第11編 原子力災害対策編の抜粋】

第2章 災害応急対策 p 419

第2節 屋内退避、避難収容等の防護及び情報提供活動

2 避難場所等

(2) 避難場所等の管理運営

- 地方公共団体は、各避難場所等の適切な管理運営を行うものとする。この際、避難場所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、スクリーニングの実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。また、市町村等は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

4 避難の際の住民等に対するスクリーニングの実施 p 420

- 地方公共団体及び原子力事業者は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、指定公共機関〔独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構〕の支援の下、住民等が避難区域等から避難した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うものとする。

第7節 物資の調達、供給活動 p 428

(2) 地方公共団体による物資の調達・供給

- 被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。
- 被災地方公共団体は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、原子力災害対策本部が設置されている場合には原子力災害対策本部に、原子力災害対策本部が設置されていない場合には、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕に物資の調達を要請するものとする。
- 被災都道府県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

《抜粋》 県【地域防災計画（原子力災害対策編）の抜粋】

第3章 第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動 p 48

4 避難・屋内退避の実施

(6) 避難の実施における関係機関の連携

コ 受入市町村は、選定された避難所を開設するほか、主要道路から避難所までの誘導や避難所の運営など、避難市町村等と連携して避難住民を支援する。

なお、受入市町村は、避難所の運営にあたり、保健衛生面、男女の違い、人権の保護等幅広い観点から、避難者の心身の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講ずるように努める。

サ 受入市町村は、県、県警察及び避難市町村と協力し避難所に避難者のための相談所を速やかに開設するとともに相談業務を実施する。

シ 受入市町村は、避難所の管理者を通じて県と協力し、避難者の動向を把握する。

また、避難者の流入により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕のある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れ、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のため車両を手配する。

◎ 市町村の対応

対応範囲	項目	対応
P A Z U P Z	(1)避難所 (2)避難者対応	<ul style="list-style-type: none"> 福島第一原発事故の避難者受入経験を生かし、住民避難に際しては、職員が同行し、受入市町村と避難住民のパイプ役を担う。
P P A P P A超	(1)避難所	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、具体的な避難場所を決定する。 避難者受入態勢を構築する。 避難者の受け入れに伴う食料等の備蓄及び物流について確保する。
	(2) 避難者対応	<ul style="list-style-type: none"> 避難を行う市町村は避難者を受け入れる市町村に対し、福祉避難所への避難が必要であるなど、あらかじめ避難者情報を提供する。
	(3)スクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> 多方面に避難することが考えられるため、県及び保健所設置市は保健所にスクリーニング用資機材を整備し、スクリーニングを実施する。 あらかじめスクリーニングの場所を決定する。 県及び市町村は、スクリーニングの実施状況を避難者・自主避難者及び受入市町村住民に適切に周知する。

〔県への要請事項〕

- 円滑な受入を実施するため、世帯数や避難人員等の避難者側情報を受入市町村も把握できるよう、情報共有のための共通フォーマットを作成すること。
- 受入先市町村へ具体的な避難者数を提示すること。
- 避難者受け入れに対する県の考え方を提示すること。
- 住民に安心感を与えるスクリーニング体制の考え方を提示すること。
- 県保健所でのスクリーニング用資機材の設置及び職員配置すること。
- スクリーニング場所の選定については、避難受入市町村の状況等を考慮し決定すること。
- 避難に伴う食料等の備蓄及び物流の確保に向けた考え方を提示すること。

10 複合災害対策

《抜粋》 国【防災基本計画 第11編 原子力災害対策編の抜粋】

第1章 災害予防 p389

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(6) 複合災害に備えた体制

- 国、地方公共団体等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

《抜粋》 県【地域防災計画（原子力災害対策編）の抜粋】

第4章 第1節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営 p63

1 方針

発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制は、本節に準じる。

◎ 市町村の対応

対応範囲	共通対応
P A Z	原子力災害対応に準じ、国や県と協力し適切に対応する
U P Z	
P P A P P A超	

〔県への要請事項〕

- ・ 国や隣接県などとの緊密な協力体制を構築すること。

III 長期避難と復興

1 仮設住宅

《抜粋》 国【防災基本計画 第11編 原子力災害対策編の抜粋】

第2章 災害応急対策 p420

第2節 屋内退避、避難収容等の防護及び情報提供活動

2 避難場所等

(2) 避難場所等の管理運営

- 国及び地方公共団体は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

◎ 市町村の対応

対応範囲	距離に応じた対応
P A Z	<ul style="list-style-type: none">・ 中越大震災、中越沖地震及び東日本大震災の経験を踏まえ、コミュニティの繋がりを重視した仮設住宅の整備について引き続き検討する。
U P Z	<ul style="list-style-type: none">・ 地縁先等に避難している住民への情報配信についても引き続き検討する。
P P A P P A超	<ul style="list-style-type: none">・ 受入市町村は、災害時要援護者等で避難所生活が困難な住民等の支援のために、空き家の公営住宅、民間賃貸住宅等を確保する。

〔県への要請事項〕

- ・ 仮設住宅整備における県の考え方を提示すること。

2 役所機能の移転

◎ 市町村の対応

対応範囲	距離に応じた対応
P A Z	<ul style="list-style-type: none">・ 住民基本台帳システム等の基本業務のクラウド化等、速やかな役所機能移転に対応できるよう、住民基本台帳、税務等必要な情報を事前にリストアップしておくとともに、事務処理体制の構築を検討する。
U P Z	<ul style="list-style-type: none">・ 長期避難を前提とした役所機能の維持について引き続き検討する。・ 役所の移転が必要な場合に備え、県が最終調整した避難受入市町村と調整の上、あらかじめ移転候補地を決めておく。
P P A P P A超	

〔県への要請事項〕

- ・ 役所機能移転に向けた具体的な支援体制における県の考え方を提示すること。

市町村による原子力安全対策に関する研究会

代表幹事 長岡市長	森 民夫
幹事 新潟市長	篠田 昭
幹事 上越市長	村山 秀幸
柏崎市長	会田 洋
刈羽村長	品田 宏夫
三条市長	國定 勇人
新発田市長	二階堂 馨
小千谷市長	谷井 靖夫
加茂市長	小池 清彦
十日町市長	関口 芳史
見附市長	久住 時男
村上市長	大滝 平正
燕市長	鈴木 力
糸魚川市長	米田 徹
妙高市長	入村 明
五泉市長	伊藤 勝美
阿賀野市長	田中 清善
佐渡市長	甲斐 元也
魚沼市長	大平 悅子
南魚沼市長	井口 一郎
胎内市長	吉田 和夫
聖籠町長	渡邊 廣吉
弥彦村長	大谷 良孝
田上町長	佐藤 邦義
阿賀町長	神田 敏郎
出雲崎町長	小林 則幸
湯沢町長	上村 清隆
津南町長	上村 奄司
関川村長	平田 大六
粟島浦村長	本保 建男